



# 青森県報

号外第五十七号

平成十三年六月二十二日(金曜日)

目 次

## 選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数：(事務局)…一
- 公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(同)…二
- 病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定の一部改正…(同)…五

## 選挙管理委員会

## 青森県選挙管理委員会告示第十六号

平成十三年六月二一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の二の数を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)第八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

選挙区名	三分の一の数	選挙区名	三分の一の数
東津軽郡	九〇七七人	青森市	七九二七四人
西津軽郡	一八四一七人	弘前市	五一二四七人
南津軽郡	二六二三八人	八戸市	六三六三一人
北津軽郡	一七二九六人	黒石市	一〇五九人
上北郡	三〇八六九人	五所川原市	一三三〇三人
下北郡	一〇七三一人	十和田市	一六五六六人
三戸郡	二四七三七人	三沢市	一一一四六人
むつ市	一三二二三人		

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十三年六月一十一日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

**公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程**

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「第五十四条」を「及び第五十四条」に改め、「及び第五十

九条（指定船舶に乗船している船員の不在者投票の特例）第三項」を削る。

第五十八条第二項中「に規定する同一の氏名、氏又は名を記載した投票又は同条第二項及び第三項に規定する同一の名称又は略称を記載した」を、「第一項又は第三項に規定する」に改める。

第五十九条第二項中「法第六十八条の二第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第六十条中「第八十号様式」を「参議院比例代表選出議員選挙にあつては第八十号様式、その他の選挙にあつては第八十号様式の二」に改める。

第八十八条第一項中「法第一百四十二条（自動車、船舶及び拡声機の使用）第六項」を「法第一百四十二条（自動車、船舶及び拡声機の使用）第五項」に改める。

第九十条第一項中「法第一百四十二条第八項」を「法第一百四十二条第七項」に改める。

第一百二十四条第一項中「法第一百六十四条の五（街頭演説）第三項」を「法第一百六十

四条の五（街頭演説）第二項」に改める。

第一百三十条中「写しの送付があつた日」を「写しを受領した日の翌日」に改める。

第一百三十三条第一項中「又は参議院比例代表選出議員選挙にあつては第一百七十九号

様式その一に、その他の選挙にあつては第一百七十九号様式の二」を「にあつては第一百七十九号様式その一に、参議院比例代表選出議員選挙にあつては第一百七十九号様式の二に、その他

の選挙にあつては第一百七十九号様式の三」に改める。

第一百三十三条第一項中「又は参議院比例代表選出議員選挙にあつては第一百七十九号様式その一に、その他の選挙にあつては第一百七十九号様式の二」を「にあつては第一百七十九号様式その一に、参議院比例代表選出議員選挙にあつては第一百七十九号様式の二に、その他

の選挙にあつては第一百七十九号様式の三」に改める。

第四十一号様式中「船員が乗船する船舶の航海予定期間」を削る。

第七十一号様式の注を次のように改める。

「候補者名」は、衆議院比例代表選出議員選挙においては「名簿届出政党等の名称」と、参議院比例代表選出議員選挙においては「名簿登載者名又は名簿届出政党等の名称」と読み替えるものとする。

第七十六号様式の注を次のように改める。

衆議院比例代表選出議員選挙においては、「同一氏名、氏又は名」は「名称又は略称が同一である名簿届出政党等の名称又は略称」と、「氏名」は「名簿届出政党等の名称」と、参議院比例代表選出議員選挙においては、「同一氏名、氏又は名」は「同一簿登載者の氏名、氏若しくは名又は名簿届出政党等の名称又は略称」と、「氏名」は「名簿登載者名又は名簿届出政党等の名称」と読み替えるものとする。

第七十七号様式の注を次のように改める。

「候補者氏名」は、衆議院比例代表選出議員選挙においては「名簿届出政党等の名称」と、参議院比例代表選出議員選挙においては「名簿登載者名又は名簿届出政党等の名称」と読み替えるものとする。

第七十八号様式その4を次のように改める。

その4

無効投票集計表 担当者 (印)
無効事由 票数
所定の用紙を用いないもの

参議院名簿登載者でない者、公職の候補者となることができない参議院名簿登載者の氏名を記載したもの又は参議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体の名称若しくは略称を記載したもの

参議院名簿の届出要件に該当していなかつた政党その他の政治団体、参議院名簿の取下げの届出を

する

したいた政党その他の政治団体又は参議院名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体に係る参議院名簿登載者の氏名又はその名称若しくは略称を記載したもの	参議院名簿登載者の全員につき、抹消の事由により当該参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなりたつた旨の届出がされている場合の当該参議院名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの
2以上の参議院名簿登載者の氏名又は2以上の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載したもの	1人の参議院名簿登載者の氏名及び当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等以外の参議院名簿届出政党等の名称又は略称を記載したもの
被選挙権のない参議院名簿登載者の氏名を記載したもの	参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称のほか、他事を記載したもの
参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を自書しないもの	参議院名簿登載者の何人又は参議院名簿届出政党等のいすれを記載したかを確認し難いもの
白紙投票	単に雑事を記載したもの
単に記号、符号を記載したもの	その他
その他	合 計

衆議院比例代表選出議員選挙における、「回」の氏名(氏)(姓)及び「回」の氏名(氏)(姓)の候補者あん分得票数」は「々簿届出政党等の名称又は略称」と、「候補者あん分得票数」は「々簿届出政党等の名称又は略称」と、「氏名(氏)(姓)」は「名稱又は略称」と、「候補者」は「回」の氏名(氏)(姓)及び「回」の氏名(氏)(姓)の候補者」は「回」の氏名(氏)(姓)又は名簿届出政党等の名称若しくは略称」と、「候補者あん分得票数」は「々簿届出政党等の名称又は略称」と、「氏名(氏)(姓)」は「氏名(氏)(姓)又は名簿届出政党等あん分得票数」と、「氏名(氏)(姓)」は「氏名(氏)(姓)又は名稱若しくは略称」と読み替えるものとする。

第八十号様式中「又は参議院比例代表選出議員選挙」を削り、第八十号様式を第八十号様式の「へ」、第七十九号様式の次に次の様式を加える。

注 この様式は、参議院比例代表選出議員選挙における集計表である。  
様式十八即選式の辻やぶのやへに沿る。

第八十号様式（第六十条関係）

参議院比例代表選出議員選舉分會長 氏名 殿  
市(町、村)開票管理者 氏名  
参議院比例代表選出議員選舉投票点検結果について(報告)  
年月日執行の参議院比例代表選出議員選舉における投票点検結果は、下記のとおりであります  
ので、公職選舉法第66条第3項の規定により報告します。

1 技术状况

区分	選挙当日の有権者数 (人)	投票者数 (人)	棄権者数 (人)	投票率 (%)	
				男	女
計					
女					
男					

七  
技术附录

投票総数	左の内訳		無効投票率	備考
	有効投票数	無効投票数		
各 届出 政 党等 の 得 票 数	票	票	%	
名簿届出政党等 の得票数	名簿届出政党等 の得票数	名簿届出政党等 の得票数	名簿届出政党等 の得票数	名簿届出政党等 の得票数
うち各 登載者 の氏名	うち各 登載者 の氏名	うち各 登載者 の氏名	うち各 登載者 の氏名	うち各 登載者 の氏名
得票数	得票数	得票数	得票数	得票数
うち各名簿登載 者の得票数を除 く名簿届出政党 等の得票数	うち各名簿登載 者の得票数を除 く名簿届出政党 等の得票数	うち各名簿登載 者の得票数を除 く名簿届出政党 等の得票数	うち各名簿登載 者の得票数を除 く名簿届出政党 等の得票数	うち各名簿登載 者の得票数を除 く名簿届出政党 等の得票数

注 1 備考欄には、投票者数と投票総数が合致しないとき、その理由を記載すること。  
2 開票数の尾数を添付すること。

2 開票録の写しを添付すること。

第九十二号樣式中

卷

政治資金規正法第28条該当

に改める

第一百七十九号様式その一及びその二中「参議院比例代表選出議員選挙においては、「衆議院」は「参議院」と読み替えるものとする。」を削る。

第百七十九号様式の二を第百七十九号様式の三」とし、第百七十九号様式の次に次の様式を加える。

第一百七十九号様式の二（第一百三十二条関係）

參議院比例代表選出議員選舉名簿届出政党等名称等及び年月日執行

(ふりがな) (ふりがな)  
名簿届出政党等の名称 略 称  
名簿登載者の氏名

卷之三

を に、 を

社団法人八戸汐入病院	ヒロサキメディカルセンター	川嶋病院
" 大字新井田字木戸場二〇	" 大字大町二丁目一五の一	" 大字大町二丁目一五の一

一の表中

平成十三年六月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

改正する。

昭和四十四年四月三日青森県選挙管理委員会告示第八号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

## 青森県選挙管理委員会告示第十八号

この規程は、告示の日から施行する。

## 附 則

注1 掲載順序は、県委員会がくじで定めるところにより右から行うものとする。

2 名簿登載者の氏名の掲載の順序は、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、

上から行うものとする。

に改める。

二の表中

三沢特別養護老人ホーム	三沢市大字三沢字園沢一五六の八
ひばり苑	" 六川目六丁目一八の六

さくら病院	大字八幡字上樋田八の一
-------	-------------

に、

を

に改める。

五の表題「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改め、五の表中、

すずかけの里	厚生年金青森おのえ荘
" 里見二丁目一三の一	○○ 尾上町大字猿賀字池上一

すずかけの里	さわやか園
" 大字三内字里見六三の一	五" 尾上町大字日沼字樋田八

に、

を

三沢特別養護老人ホーム	三沢市大字三沢字園沢一五六の八
ひばり苑	" 六川目六丁目一八の六

に改める。	湖水荘	湖水荘	えんじゅの里	えんじゅの里	ふじ苑	ふじ苑
のへじ	えぼし	山" 一の二 鶴田町大字廻堰字東下	しらかみのさと	五三の一 深浦町大字関字小島崎	" 木造町字曙八二	" 大字土堂字長瀬三八五の
" 野辺地町字餅栗川原四	上北郡野辺地町字川目八八の一	山" 一の二 鶴田町大字廻堰字東下			一〇 大字大川字中桜川一八の	一" 大字土堂字長瀬三八五の

青森市長島一丁目一番二号 青森県	発行所・发行人	印刷所・販売人
青森市古川二丁目二七番五号 東奥印刷株式会社		

(毎週月・水・金曜日発行)  
定価小口一枚二付十七円八十五銭